

④9 新行政棟・文化庁移転施設整備工事

受賞機関 京都府 建設交通部 営繕課

キーワード 文化庁京都庁舎、耐震補強と保存改修、歴史的価値を損なわない形で再生

全建賞審査委員会の評価ポイント

文化庁移転先の旧京都府警察本部本館改修と新行政棟の増築工事。本館の改修は、執務空間としての安全性・機能性を確保しつつ、歴史的景観を形成してきた外観意匠の価値が損なわれない耐震補強計画とし、増築した新行政棟では市の景観規制の特例認定を取得するなど、創意工夫により庁舎機能の確保と良好な景観形成を実現している点が評価された。

1. はじめに

平成28年3月、文化庁の京都移転が決定し、平成29年7月にその移転先が旧京都府警察本部本館（以下「本館」という。）に決定した。本館は昭和3年の昭和天皇「即位の礼」に合わせて建設され、同敷地内に建つ京都府庁旧本館（明治37年竣工）と一体となり、良好な歴史的景観を形成してきた建物である。

本工事は、文化庁京都庁舎として活用する本館の歴史的価値に配慮した全面改修と文化庁と京都府の合同庁舎となる新行政棟を増築する工事である。

2. 事業の概要

本館は、外観意匠には緻密な装飾が散りばめられ、室内意匠も密度高く、保存状態も良いことから、歴史的価値が高いとされた。これらのことから、歴史的景観を形成してきた外観意匠は保存し、内部の特徴的な空間構成や意匠を保存することとした。また、新行政棟の増築に当たり、建築基準法上既存不適格となる項目について、是正により価値のある意匠等の保存に影響を与えることから、「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用し、建築基準法第3条による建築基準法適用の除外を受けている。本条例の適用に当たり、本館の保存活用計画を作成し、既存不適格部分についても使い続



本館と新行政棟（竣工後）

ける建物としての安全性・機能性に問題がないよう代替措置を講じている。

府庁街区には、京都市の景観規制により、「勾配屋根」や「軒庇」といったいわゆる“町家的な規制”があるが、周囲には官庁施設が多く、本館の意匠も勾配屋根や軒庇を有さない。新行政棟の計画においては、本館との調和を目指すことを優先し、景観の特例認定を取得している。景観への配慮として、東西南北どの方向から見ても本館との一体性を感じられるよう軒線の高さを本館と統一することや、壁面には本館と同様のタイルを使用している。

3. 事業の成果

耐震補強と保存改修により、築90年を超える庁舎の歴史的価値を損なわない形で再生することができた。耐震補強においては、中廊下に面した部分等にRC耐震壁を設けることで、外観意匠や内部の特徴的な空間構成や意匠を保存することができた。執務室内に補強を入れなければならない箇所には鉄骨ブレースを採用し、執務室としての一体性を確保することができた。



鉄骨ブレースにより補強した執務室

4. おわりに

令和5年3月に文化庁が京都へ移転し、この庁舎での業務を開始している。これまでの間、この事業に関わり、御尽力いただいた多くの関係者の方々への感謝の念に堪えない。

今後、この建築物がさらに歴史をつくり、地方創生の一翼を担っていくことを期待している。

賛助会員 清水建設(株)、公成建設(株)、(株)中川工業所、京栄水道(株)